

資料3-1

中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
(第26回)H21.2.24

「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(中間まとめ)」の概要

中央教育審議会法科大学院特別委員会報告(平成20年9月30日)

本報告の趣旨

法科大学院教育の質の一層の向上を図るため、その質の保証のあり方について、現状調査や法曹関係者からのヒアリングなどを行い、以下のような改善方策の基本的な方向をとりまとめた。今後、審議を継続し、平成20年度末に最終まとめを行う予定。

主な内容

現 状

第1 入学者の質と多様性

- ・志願者数の減少により、入学者選抜の十分な競争性の確保が不十分
- ・社会人、他学部出身者の入学者が漸減傾向

第2 修了者の質の保証

- ・一部の修了者が基礎的な理解や思考能力を十分身につけていないとの指摘
- ・法学未修者1年次の授業時間等が不足
- ・司法試験合格者数が著しく少ない状態の続く法科大学院が一定数存在

第3 教育体制の充実

- ・充実した教育に必要な専任教員確保への懸念
- ・とくに法律基本科目の専任教員の確保が困難化
- ・博士後期課程の進学希望者が減少

第4 質を重視した評価システムの構築

- ・認証評価機関の間で評価にばらつきがあり、また形式的な評価にとどまっているなどの指摘
- ・各法科大学院における情報公開が不十分

改善の方向性

- ①入学者の質の確保のため、入学者選抜における競争的な環境を整備
- ②適性試験の入学最低基準の設定
- ③社会人がアクセスしやすい夜間コースや長期履修コースの拡充

- ①法科大学院生が修了時まで共通的に到達すべき目標(ミニマム・スタンダード)の設定
- ②科目群のバランスに配慮しつつ、法律基本科目の基礎的な学修を確保
- ③成績・進級判定の厳格化(特に法学未修者1年次から2年次への進級判定)

- ①平成25年度まで認められているダブルカウントの暫定措置は延長しない
- ②教育体制強化のための入学定員の見直しや教育課程の共同実施・統合等の促進
- ③法科大学院と博士後期課程等との連携による教員養成システムの構築

- ①到達目標の達成度、厳格な成績評価・修了認定、教員の業績・能力などを重点的に評価
- ②評価機関の間での不適格認定の内容・方法の調整
- ③各法科大学院における情報公開の促進
- ④改善の進捗状況のフォローアップ体制の構築